

新島村ロッジとまりぎ
指定管理者 【基本協定書】

令和 8 年 1 月
新島村

新島村ロッジとまりぎ指定管理者基本協定書

新島村（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、新島村ロッジとまりぎ（以下「ロッジ」という。）の管理及び運営について以下のとおり合意したので、新島村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和3年条例第12号）（以下「条例」という。）第8条に基づき、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、ロッジを適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、ロッジの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、宿泊サービスの提供を基軸として、地域の自然、文化及び人々の暮らしを尊重した持続可能な観光の推進並びに関係人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資することにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、ロッジの設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、用いる用語の定義は、別紙の1のとおりとする。

(管 理 物 件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間等)

第7条 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。（5年間）

2 業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(基本的な管理業務の範囲)

第8条 新島村ロッジとまりぎ設置及び管理運営に関する条例（令和7年条例第15号）（以下「設管条例」という。）第3条に規定する乙が行うロッジの本業務の範囲は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 宿泊の提供に関する事業
 - (2) コワーキング施設及び交流スペースの運営に関する事業
 - (3) 島内外の人々の交流促進及び地域学習・文化体験に関する事業
 - (4) 前各号に付帯又は関連する事業
- 2 前各号に掲げる管理業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次に掲げる業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 施設の目的外使用許可に関する業務
- (2) 別に定める施設の修繕業務

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第10条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、相手方に対する書面による通知をもって第8条で定めた業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 業務範囲及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議を踏まえて、甲が決定するものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

- 第11条 乙は、本協定、年度協定、法令等に従い、業務を実施しなければならない。
- 2 条例及び協定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、条例、協定の順にその解釈が優先するものとする。

(開業準備)

- 第12条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要があると認めるときは、指定開始日に先立ち、甲に対して施設の視察を申し出ることができる。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けたときは、特別な理由がない限り、その申出に応じるものとする。

(第三者による実施)

- 第13条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及びその費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき理由により生じた損害及び増加費用は、全て乙の責めに帰すべき理由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙がこれを負担するものとする。

(施設の修繕等)

- 第14条 施設の大規模な修繕、改造、増築、移設等については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 施設の修繕等については、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の費用を要するものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

- 第15条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第16条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新島村個人情報保護法施行条例（令和5年条例第7号）を遵守するとともに、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 甲及び乙は、新島村情報公開条例（平成15年条例第5号）の趣旨に則り、本業務に関する情報の公開に関し、必要な措置を講じるものとする。
- 4 甲は、乙が保有する本業務に関する情報であって、甲が保有しないものについて新島村情報公開条例に基づく開示請求があったときは、乙に対して当該情報を甲に提出するよう求めることができる。
- 5 乙は、前項による情報提出の請求を受けたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第17条 甲は、別紙2に定める備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等（I種）を損傷し、若しくは滅失したときは、甲に対し、これを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能若しくは価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（II種）」という。）

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(業務計画書)

第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲又は乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 乙は、条例第11条の規定に基づき、毎年度終了後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況、利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、甲がこの本協定の規定により年度途中において乙に対する乙の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日後速やかに当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対し、報告又は口頭による説明を求めることができる。

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は、前条の規定により、乙から提出があった事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、隨時、管理物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙に対して、本業務の実施状況又は本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第22条 前条の規定による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていないときは、甲は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善の勧告を受けたときは、速やかにそれに応じ、必要な措置を講じなければならない。

(業務評価の実施)

第23条 乙は、施設を適正に管理運営するため、自己評価を実施するとともに、アンケート、利用者の意見聴取その他の業務評価に必要な事務を実施するものとする。

2 甲は、乙の業務及び経理の状況等について業務評価を実施する。この場合において、業務評価は、前項に規定する自己評価及び業務評価に必要な事務として実施したもの並びに実地調査により行うものとする。

3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

第6章 指定管理料、納付金及び利用料金

(指定管理料)

第24条 本業務の指定管理料は無償とする。

(指定管理料の変更)

第25条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めた時は、相手方に対して文書をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(納付金の支払)

第26条 乙は、甲に対して納付金を支払うものとする。

2 乙が甲に対して支払う納付金の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 乙は、甲が発送する納入通知書により、指定する日までに納付金を甲に支払うものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第27条 ロッジの利用者が納付する利用料金は、乙の収入として、收受することができる。

2 甲は、隨時、前項の利用料金の徴収業務について、乙に報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(利用料金の決定)

第28条 利用料金は、乙が、設管条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第30条 業務の実施において、乙の責めに帰すべき理由により第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲又は乙のいずれの責めにも帰すことができない理由による場合は、この限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により発生した損害について第三者に対し賠償したときは、乙に対して、当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を請求する。この場合において、乙は、甲からの請求に従い、直ちに当該請求額を甲に対して支払わなければならない。

(保険)

第31条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可効力が発生した場合、乙は、不可抗力により発生する損害・損失が最小限となるよう、管理業務を行わなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が生じたときは、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知があったときは、速やかに損害状況等の確認を行った上で、指定管理

者と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が生じたときは、当該費用につき合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。この場合において、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分は、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失及び増加費用が発生したときは、当該費用は甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の管理業務実施の免除)

第34条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、特別な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務等)

第36条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が特に必要があると認めたときは、乙は、期限を変更し、又は管理物件の原状回復を行わずに、別に甲が定める状態で管理物件を明け渡すことができる。
- 3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく、定められた期間内に措置を行わず、又は甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、かつ、甲の当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(備品等の扱い)

第37条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次に定めるとおりとする。

- (1) 備品等（I種）については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 備品等（II種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去し、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合は、乙は、引継ぐ備品等を指定した上で、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、条例第10条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 条例第9条の指示に従わないとき。
- (2) 乙に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制度上の手続について、乙がその決議をしたとき、又は第三者によりその申立てがなされたとき。
- (3) 業務に際し不正行為があったとき。
- (4) 甲に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (5) 乙が本協定及び別に定める年度協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- (6) 乙が業務の遂行に係る個人情報を漏えいし、当該個人に損害を与えたとき。
- (7) 乙から自己の責めに帰すべき理由により本協定締結の解除の申出があったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、乙による管理を継続することが適当でないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第39条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき理由により乙に損害又は損失を与えたとき。
 - (3) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、乙が業務の継続等が困難と認めるとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経て、その措置を決定するものとする。
- 3 前項の規定により指定が取り消されたときは、甲は、乙に対し、当該取り消しにより乙に生じた損害、損失及び増加費用を、合理性が認められる範囲で賠償するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と認めるときは、相手方に対して指定の取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと認めるときは、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項の規定による取り消しにより、乙に生じた損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第41条 第35条から第37条までの規定は、第38条から前条までの規定により本協定が終了した場合にこれを準用する。ただし、甲又は乙が合意したときは、この限りでない。

第10章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第42条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(業務の範囲外の業務)

第43条 乙は、ロッジの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施しようとするときは、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(業務の実施に係る乙の口座)

第44条 乙は、業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第45条 本協定に関する甲及び乙間の請求、通知、申出、報告、承認、解除等は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して甲及び乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(書類の保存)

第46条 乙は、本業務の遂行に関し作成した書類を作成年度の翌年度から起算して10年を経過するまでの期間これを保管しなければならない。

(協定の変更)

第47条 本業務に関し、本業務の前提条件若しくは内容を変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(感染症の拡大防止や災害等の対策への協力)

第48条 乙は甲の要請を受けて、本施設を感染症の拡大防止や災害、福祉避難所または応急仮設住宅として、甲または甲から他の地方公共団体が貸与を受けて使用することとなった場合は、その運営に協力するものとする。

- 2 その際、甲と乙は、貸与する設備の範囲、期間等、必要な事項について協議する。

(解釈)

第49条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第50条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(本協定の確定)

第51条 本協定書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による新島村議会の議決があった後、本協定を締結する。この場合において、本協定書は、条例第8条第1項の規定に基づく基本協定書となるものとする。

議会の議決があったことを了知し、本協定の締結を確認した。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲

所在地 東京都新島村本村一丁目1番1号
名 称 新島村
代表者 新島村長 大沼 弘一

乙

所在地
名 称
代表者

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「納付金」とは、乙が甲に対して支払う業務の実施による収益の一部をいう。
- (4) 「自主事業」とは、本協定に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (8) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設の宿泊料金及び利用料金のことをいう。

別紙2 管理物件

1 管理施設

施設名：新島村ロッジとまりぎ

所在地：東京都新島村字瀬戸山 116 番地

別添 図面のとおり

2 管理物品

(1) 備品等（I種）

別添 備品一覧表のとおり

別 記

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、本協定による維持管理及び運営業務（以下、「業務」という。）を実施するに当たって直接又は間接に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

乙は、本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、あらかじめ甲の承認を得るとともに、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

4 適正管理

乙は、本協定による業務を実施するに当たって、取得、作成した個人情報又は甲から提供された個人情報を漏えい、毀損及び滅失することのないよう当該個人情報を適正に管理しなければならない。

5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示がある場合を除き、本協定による業務を実施するに当たって直接又は間接に知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は甲の承認を受けずに第三者に提供してはならない。

6 複写、複製等の禁止

乙は、本協定による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記載された資料等を甲の承認を受けずに複写、又は複製若しくは転写してはならない。

7 再委託の禁止

乙は、本協定による業務を行うための個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が承認した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返還等

乙は、本協定による業務を実施するに当たって貸与され、又は乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報について、業務の遂行上使用しないこととなったとき又は本協定に係る業務が終了したとき若しくは解除されたときは、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

9 従事者への周知

乙は、本協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないことなど、本特記事項に定める事項を遵守することを周知徹底するものとする。

10 報告及び立入調査

甲は、個人情報を保護するため必要な限度において、乙に対し個人情報の取扱いの状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられていることを確認するための報告及び管理物件へ立入調査ができるものとする。この場合において、甲から改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。また、乙が、再委託を行う場合も同様の措置をその相手方に求めなければならない。

11 事故発生時の報告

乙は、本協定に係る業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対し、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。